

通 達

令和2年 3月22日

立川市少年野球連盟

理事長 高橋 廣

記

当連盟では、3月2日の理事会で練習や試合などの実施を3月25日まで自粛していました。3月22日の理事会で協議を行った結果、3月26日より自粛期間を解除します。

但し、各チームで下記項目を順守してください。

- ① 試合及び試合形式の練習は禁止する。
- ② 練習はチーム指導者立会いのもと、保護者が同意した選手のみで行い、参加や服装は強制しない。
- ③ グラウンドに来る全ての者は、全員自宅で検温し、チームは記録に残す。発熱（37.5度以上）や咳などの症状がある選手や保護者、家族、チーム関係者はグラウンドへの立ち入りを禁止する。同居者に同様の症状がある者も同じく立ち入りを禁止する。
- ④ グラウンド入場時やトイレ後の手洗い及び定期的なうがいを励行する。チームは手洗いのハンドソープを常備する。また消毒用のアルコールが準備できる場合は重ねて利用することを推奨する。
- ⑤ 接触感染防止のため、金属バットやヘルメット等は利用のたびに都度消毒する。
- ⑥ 密閉空間（室内、車内など）での練習やミーティングなどは行わない。
- ⑦ 保護者や家族、チーム関係者はグラウンドではマスクを着用する。
- ⑧ 保護者や家族、チーム関係者は会話をする際に2メートル程度の距離を置き、大きな声を出さずに飛沫感染予防に努める。
- ⑨ 保護者や家族は、選手の送迎以外でグラウンドに不要な滞在をしない。
- ⑩ 国や都道府県、各市など行政からの通達による禁止要請などがあった場合は速やかに従うこと。

以上